

信託契約の概要

項目	内容
商品名	教育資金贈与信託(合同運用指定金銭信託)
愛称	りそなの「きょういく信託」
ご利用者	個人のお客さま(贈与する方は贈与を受ける方の直系尊属)
信託目的	租税特別措置法に規定する教育資金管理契約として、資金を管理すること
しくみ	租税特別措置法「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」により、受贈者(受益者)1人につき1,500万円を限度として贈与税が非課税になる信託です
預入金額	5,000円以上(1円単位) 最高1,500万円(累計)
収益金	毎年3月、9月の26日に指定口座へ入金または信託元本に追加いたします(ご選択可能です) 毎年3月、9月の26日に店頭に表示する予定配当率に見直します
払戻・解約	税制に定める教育資金に充当する目的で払戻しできます(学校等以外の者への支払いは500万円以内) 目的外の払戻・解約はできません
信託報酬	契約時報酬：110,000円(税込) 定例管理報酬：不要 運用報酬：金銭信託の運用収益から予定配当額等を差し引いた金額
預金保険・元本保証	預金保険の対象、元本は当社が保証します
指定紛争解決機関	一般社団法人信託協会 【連絡先】信託相談所 電話番号0120-817335または03-6206-3988